

- 二 電気、医療ガス、冷暖房等の設備の保守に関する事。
- ホ 営繕に関する事。
- ヘ 寝具類に関する事。
- ト 物品の購入及び処分に関する事。
- チ 被服等の貸与及び管理に関する事。
- 五 医事第一課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 患者の受付、入院、退院及び転室に関する事。
 - ロ 診療報酬の請求事務に関する事。
 - ハ 診療記録の整備及び保管に関する事。
 - ニ 診療に伴う諸証明事務に関する事。
 - ホ 医事統計に関する事。
 - ヘ 診療料金の未収整理及び減免に関する事。
- 六 つくしが丘病院運営室の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。
 - イ 庶務・管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 庶務に関する事。
 - (2) 予算、決算その他の財務に関する事。
 - (3) 経営実績資料その他諸統計の調製に関する事。
 - (4) 収入及び支出の会計事務に関する事。
 - (5) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
 - (6) 院内の取締り及び清掃に関する事。
 - (7) 自動車、電話等の管理運営に関する事。
 - (8) 電気、医療ガス、冷暖房等の設備の保守に関する事。
 - (9) 寝具類に関する事。
 - (10) 物品の購入及び処分に関する事。
 - (11) 被服等の貸与及び管理に関する事。
 - ロ 医事第二課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 患者の受付、入院、退院及び転室に関する事。
 - (2) 診療報酬の請求事務に関する事。
 - (3) 診療記録の整備及び保管に関する事。
 - (4) 診療に伴う諸証明事務に関する事。
 - (5) 医事統計に関する事。
 - (6) 診療料金の未収整理及び減免に関する事。

- (7) 患者の栄養の指導及び調査に関する事。
 - (8) 献立、調理及び配膳に関する事。
 - (9) 給食材料の保管に関する事。
- 第六条及び第七条を次のように改める。
- (中央病院の内部組織)
- 第六条 青森県立中央病院（以下「中央病院」という。）に、がん診療センター、循環器センター、脳神経センター、総合周産期母子医療センター、特定診療部門、中央診療部門、医療安全管理室及び看護部を置く。
- 2 がん診療センターに消化器内科・腫瘍内科、血液内科、呼吸器科、外科、泌尿器科、腫瘍放射線科及び内視鏡科を置く。
- 3 循環器センターに循環器科及び心臓血管外科を置く。
- 4 脳神経センターに神経内科、脳神経外科及び脳卒中ユニットを置く。
- 5 総合周産期母子医療センターに母体・胎児集中治療管理部及び新生児集中治療管理部を置く。
- 6 特定診療部門に内分泌内科、リウマチ膠原病内科、メンタルヘルス科、小児科、整形外科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科及び歯科口腔外科を置く。
- 7 中央診療部門に救命救急センター、総合診療部、放射線部、病理部、臨床検査部、手術部、集中治療部、輸血部、臨床工学部、栄養管理部、中央材料部、薬剤部、患者・家族相談支援室及び診療情報管理室を置く。
- 8 看護部に外来看護班、救命救急センター看護班、手術看護班、集中治療看護班、中央材料看護班、四階南病棟看護班、四階東病棟看護班、四階西病棟看護班、五階東病棟看護班、五階西病棟看護班、六階東病棟看護班、六階西病棟看護班、七階東病棟看護班、七階西病棟看護班、八階東病棟看護班、八階西病棟看護班、九階東病棟看護班、九階西病棟看護班を置く。
- (中央病院の分掌事務)
- 第七条 各センター（救命救急センターを除く。以下同じ。）の科及び部並びに各診療部門の科及び部等の分掌事務は、次に定めるところによる。
- 一 各センター及び特定診療部門の各科及び各部並びに中央診療部門の救命救急センター、総合診療部、手術部及び集中治療部の分掌事務は次のとおりとする。
- イ 診療に関する事。
 - ロ 医療に関する文書、統計及び諸記録に関する事。

- 八 医療用器具器具類の管理にすること。
- 二 診療室、処置室、手術室、検査室及び病室にすること。
- ホ 臨床研修及び臨床教育にすること。
- 二 放射線部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 放射線等による検査、診断にすること。
- ロ 中央病院及びつくしが丘病院の放射線等による検査、診断業務の調整にすること。
- 三 病理部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 病理の医学的検査にすること。
- ロ イの検査に関する文書、統計及び諸記録にすること。
- ハ イの検査用の器具器具類の管理にすること。
- ニ イの検査に係る検査室にすること。
- 四 臨床検査部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 細菌及び生化学の医学的検査にすること。
- ロ 生理学的検査にすること。
- ハ その他診療上必要な検査にすること（病理部の分掌に係る事務を除く。）。
- ニ イから八までの検査に関する文書、統計及び諸記録にすること。
- ホ イから八までの検査用の器具器具類の管理にすること。
- ヘ イから八までの検査に係る検査室及び動物舎にすること。
- ト 中央病院及びつくしが丘病院の臨床検査業務の調整にすること。
- 五 輸血部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 血液製剤の需給、管理及び検査にすること。
- ロ その他血液に関すること。
- 八 医療に関する文書、統計及び諸記録にすること。
- 二 医療用器具器具類の管理にすること。
- ホ 検査室にすること。
- 六 臨床工学部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 生命維持管理装置等の操作及び管理にすること。
- 七 栄養管理部の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 患者の栄養の指導及び調査にすること。
- ロ 献立、調理及び配膳に関すること。
- 八 給食材料の保管に関すること。

- 二 給食用器具器具類の管理にすること。
 - 八 中央材料部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 医療用器具器具類（周産期医療に係るものを除く。）及び衛生材料に関すること。
 - 九 薬剤部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 調剤及び製剤に関すること。
 - ロ 医薬品の管理及び補給に関すること。
 - ハ 医薬品の検査に関すること。
 - 二 処方せんの整理及び保管に関すること。
 - ホ 調剤製剤用器具器具類の管理にすること。
 - ヘ 薬事に関する文書、統計及び諸記録にすること。
 - ト その他薬事に関すること。
 - チ 調剤室、製剤室及び薬品貯蔵所に関すること。
 - リ 中央病院及びつくしが丘病院の薬剤業務の調整にすること。
 - 十 患者・家族相談支援室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 医療機関との連携に関すること。
 - ロ 看護相談に関すること。
 - ハ 医療相談に関すること。
 - 十一 診療情報管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ がんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡にすること。
 - ロ その他の診療情報の管理にすること。
 - 二 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 医療に係る安全管理に関すること。
 - 二 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。
 - 三 看護部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 患者の看護及び診療の補助に関すること。
 - 二 病室等の管理及び清掃に関すること。
 - 三 医療用器具器具類の消毒、整備及び補給に関すること。
 - 四 看護学生及び生徒の実地修練に関すること。
 - 四 看護部の各班の分掌事務は、中央病院の院長が指定する事項に係る前項各号に掲げる事務とする。
- 第八条第一項中「医務局、事務局及び看護局」を「診療部及び看護部」に改め、同

条第二項中「医務局に第一診療科、第二診療科、第三診療科及び中央医療部」を「診療部に急性期・救急診療科、児童・青年期診療科、外来・社会復帰診療科、中央診療室及び医療連携室」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「看護局」を「看護部」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条第一項中「医務局の各科及び中央医療部」を「診療部の各科及び各室」に改め、同項第二号中「中央医療部」を「中央診療室」に改め、同項に次の一号を加える。

三 医療連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 医療機関との連携に関すること。

ロ 看護相談に関すること。

ハ 医療相談に関すること。

第九条第二項を削り、同条第三項中「看護局」を「看護部」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の見出し中「本局」を「病院局」に改める。

第十一条の前の見出しとして「(運営部の職等)」を付し、同条第一項中「経営管理課に課長」を「運営部に部長」に改め、同条第二項中「課長」を「部長」に、「経営管理課長」を「運営部長」に、「経営管理課」を「運営部」に改める。

第十二条を削り、第十三条第一項中「経営管理課に前二条」を「運営部に前条」に改め、「の上欄」を削り、同条第二項中「の上欄」を削り、「同表」を「別表第二」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条 運営部に前条に規定する職を置くほか、必要に応じ、別表第三の上欄に掲げる職を置く。

2 別表第三の上欄に掲げる職にある職員は、上司の命を受け、同表の下欄に定める職務に従事する。

第十五条第一項中「中央病院」を「病院」に改め、「二人」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項とする。

第十六条第一項中「別表第二の」を「別表第一に掲げる」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十七条中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第十八条の見出し中「中央病院」を「病院」に改め、同条中「中央病院の院長」を「病院の院長」に、「中央病院の病院事業」を「病院事業」に改め、第五号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とし、同条第十四号中「中央病院」を「病院」に改め、同条を同条第八号とする。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十一条を第二十一条とする。

第二十三条中第九号を削り、同条第十号中「経営管理課長及び課長代理」を削り、同条を同条第九号とし、同条第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「経営管理課長、課長代理、院長、病院の事務局長の局長(以下別表第二及び別表第三を除き「事務局長」という。)(及び次長(以下別表第二及び別表第三を除き「看護局長」という。)(は、管理者の権限に属する別表第五に掲げる)を「院長、運営部長及びつくしが丘病院運営室長並びに運営部の室長(つくしが丘病院運営室長を除く。)(及び課長(以下「課長等」という。)(並びに看護部の部長(以下「看護部長」という。)(は、別表第四に掲げる管理者の権限に属する事務及び院長に委任された)」に改め、同条第二項中「経営管理課長」を「運営部長」に、「課長代理」を「病院局長の承認を得て運営部長が指定する職員」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十三条とする。

第二十五条を第二十四条とし、第二十六条第一項中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条を第二十六条とし、第二十八条中「経営管理課長」を「運営部長」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条の見出し中「経営管理課長」を「運営部長等」に改め、同条中「経営管理課長」を「運営部長又はつくしが丘病院運営室長」に、「課長代理」を「当該事務を担当する課長等」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条第三項中「事務局長」を「中央病院にあつては運営部長が、つくしが丘病院にあつてはつくしが丘病院運営室長」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条及び第三十二条を削り、第三十三条(見出しを含む。)(中「看護局長」を「看護部長」に、「看護局の」を「看護部の」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条の見出し中「経理課及び総務医事課の課長」を「課長等」に改め、同条中「中央病院にあつては経理課の課長が不在のとき、つくしが丘病院にあつては総務医事課の課長」を「当該事務を担当する課長等」に、「当該事務を担当する課の」を「庶務を担当する」に改め、同条を第三十一条とし、第三十五条を第三十二条とし、第三十六条を第三十三条とする。

別表第五及び第六を削り、別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第十二条、第十六条関係)

病院 つくしが丘											中央病院	運営部	所 属	
	診療部	看護部	医療安全管理室	門	中央診療部	門	特定診療部	センター	総合周産期 母子医療セ ンター	脳神経セン ター	循環器セン ター	がん診療セ ンター	病院運営室	室長、課長
(中央診療室に限る。)	部長、次長、看護指導監、看護班長	室長、次長	救命救急センターにセンター長、部長及び副部長 室に室長及び次長	部門長、部に部長、副部長及び技師長(放射線部、 病理部、臨床検査部及び栄養管理部に限る。)	部門長、科に部長、副部長		センター長、部長、副部長	センター長、科並びにユニットに部長及び副部長	センター長、科に部長及び副部長	センター長、科に部長及び副部長	センター長、科に部長、副部長及び技師長(腫瘍放 射線科に限る。)	室長、課長		

別表第二(第十二条、第十六条関係)

看護指導監	室の次長	看護部の次 長	技師長	副部長	救命救急セ ンター長 (運営 部長を除く)	救命救急セ ンター長	室長	部門長	センター長	職 名	職 務
看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。	当該室の室長を補佐し、その事務を整理する。	看護部の部長を補佐し、看護部の事務を整理するとともに、担当 する看護班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	当該科、部又はセンターについて、その部長を補佐し、その事務 を整理する。	当該科、部又はユニットの事務を掌理し、所属の職 員を指揮監督する。	救命救急セ ンター以外の部 長	救命救急セ ンターの部 長	当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	当該部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	当該センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	看護部	部長、次長、看護班長

課長	当該課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
看護班長	当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

別表第三(第十二条、第十七条関係)

職名	職務
副参事	運営部の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。
総括主幹	特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。
総括主幹看護師	特に命ぜられた事項に関する事務に従事する。
主幹	特定の事務を掌理する。
主幹看護師	
主査	重要な事務を処理する。
主任看護師	
主事	事務に従事する。
技師	技術に従事する。
調理長	調理業務を掌理し、所属の調理業務に従事する技能技師及び技能主事の指揮監督を行い、調理業務に従事する。
副調理長	調理長の補助的業務及び調理業務に従事する。
技能技師	技能的業務に従事する。

技能主事	労務的業務に従事する。
------	-------------

別表第四(第二十三条関係)

職名	専決事項
病院局長	<ul style="list-style-type: none"> 一 運営部長の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。 二 運営部長の週休日の振替等、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事。 三 院長の病気休暇及び部分休業の承認等に関する事。 四 運営部長及びつくしが丘病院運営室長の職務に専念する義務の特例第二号第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項(同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事)に限る。 五 職員(病院局長を除く。)の職務に専念する義務の特例第二号第一号、第二号及び第六号から第八号までに規定する事項(同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事)を除く。 六 職員(病院局長を除く。)に対する営利企業等従事許可に関する事。 七 職員の福利厚生及び研修に関する計画に関する事。 八 告示、公告等に関する事。 九 労働協約の締結に関する事(あらかじめ管理者の承認を得た事項に係るものに限る。) 十 交際費及び食糧費に係る支出負担行為並びにその他の費目に係る一件の金額が一億円未満の支出負担行為に関する事(運営部長、つくしが丘病院運営室長及び課長等の専決に係るものを除く。) 十一 一件の金額が千二百万円未満の契約の解除に関する事。 十二 一件の予定価格が一億円未満の物品の取得及び修繕(運営

運営部長	<p>部長、つくしが丘病院運営室長及び課長等の専決に係るものを除く。) に関する事。</p> <p>十三 行政財産の使用許可に関する事(運営部長及びつくしが丘病院運営室長の専決に係るものを除く。) 。</p> <p>十四 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号) 第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定(同条例第九条の規定に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>十五 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(同条例第二十二條の規定に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>一 所属職員(つくしが丘病院運営室に所属する者を除く。) に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 事務分担に関する事。</p> <p>ロ 旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。</p> <p>ハ 時間外勤務命令(週休日、休日及び休日の代休日に係るものに限る。)、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関する事。</p> <p>ニ 週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇(年次休暇及び夏季休暇(青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号) 第二十一条第十八号の休暇をいう。 以下同じ。) を除く(課長等に係る年次休暇及び夏季休暇を除く。)) 及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>ホ 職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項(同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。) に係る承認に関する事。</p> <p>二 中央病院の職員(院長、副院長、各センター長、各部門長、各部長及び各室長(以下「院長等」という。) を除く。) の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇(庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。)</p>
------	--

<p>及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>三 職員の昇給に関する事。</p> <p>四 給料の調整を受ける職員の調整額の決定に関する事。</p> <p>五 職員の勤勉手当の支給割合の決定に関する事。</p> <p>六 職員の退職手当の決定に関する事。</p> <p>七 非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関する事(つくしが丘病院運営室長の専決に係るものを除く。) 。</p> <p>八 つくしが丘病院以外の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 一件の金額が千三百万円以上六千万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事。</p> <p>ロ 一件の金額が五百万円以上六千万円未満の物品の購入及び修繕に関する事。</p> <p>ハ 一件の金額が五百万円以上の印刷製本費、通信運搬費及び賃借料に係る支出負担行為に関する事。</p> <p>ニ 一件の金額が千三百万円以上六千万円未満の光熱水費及び工事に係る支出負担行為に関する事。</p> <p>ホ イからニまでのほか、一件の金額が五十万円以上五百万円未満の支出負担行為(給与費、報償費、交際費、旅費交通費、食糧費を除く。) に関する事。</p> <p>ヘ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づき支出負担行為に関する事。</p> <p>九 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 一件の金額が二千万円以上六千万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事。</p> <p>ロ 一件の金額が三千万円以上六千万円未満の物品の購入及び修繕に関する事。</p> <p>ハ 一件の金額が一千万円以上の印刷製本費、通信運搬費及び賃借料に係る支出負担行為に関する事。</p> <p>ニ 一件の金額が二千万円以上六千万円未満の光熱水費及び工事に係る支出負担行為に関する事。</p>
--

- ホ イから二までのほか、一件の金額が三百万円以上五百万円未満の支出負担行為（給与費、報償費、交際費、旅費交通費、食糧費を除く。）に関する事。
- ヘ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づき支出負担行為に関する事。
- 十 落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関する事。
- 十一 収入命令及び返納通知に関する事。
- 十二 支出命令に関する事（課長等の専決に係るものを除く。）。
- 十三 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関する事。
- 十四 物品の管理（一件の予定価格が六千万円以上の修繕を除く。）に関する事。
- 十五 一件の予定価格が六千万円未満の財産の取得に関する事。
- 十六 地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産（次に掲げるものに限る。）の使用の許可に関する事。
 - イ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの（青森県病院局行政財産使用料徴収規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十四号）第五条の規定による使用料の減免を伴うもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合のものを除く。）を除く。）。
 - ロ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの以外の行政財産の使用に係るもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合に限る。）。
- 十七 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（同条例第九条の規定に係るものに限る。）及び同条例第十一条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関する事。
- 十八 青森県個人情報保護条例の施行に関する次のこと。
 - イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第二十二條の規定に係るものを除く。）

<p>つくしが丘 病院運営室 長</p>	<p>及び同条第三項の規定による保有個人情報の全部開示しない旨の決定に関する事。</p> <p>第二十九條第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関する事。</p> <p>第三十五條第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する事。</p>
<p>一 所属職員（つくしが丘病院運営室に所属する者に限る。）に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 事務分担に関する事。</p> <p>ロ 旅行命令及び旅行復命の受理に関する事（つくしが丘病院運営室長に係るものを除く。）。</p> <p>ハ 時間外勤務命令（週休日、休日及び休日の代休日に係るもの並びに庶務担当課長に係るものに限る。）、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関する事。</p> <p>二 週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇を除く。）課長等に係る年次休暇及び夏季休暇を除く。）及び部分休業の承認等に関する事（つくしが丘病院運営室長に係るものを除く。）。</p> <p>ホ 職務に専念する義務の特例第一条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。）に係る承認に関する事。</p> <p>二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（庶務担当課長及び看護部長の専決に係るものを除く。）及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>三 非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関する事。</p> <p>四 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 報償費に係る支出負担行為に関する事。</p>	

ロ 一件の金額が二百万円以上二千円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事。

ハ 一件の金額が二百万円以上三千円未満の物品の購入及び修繕に関する事。

ニ 一件の金額が二百円以上一千万円未満の印刷製本費、通信運搬費及び賃借料に係る支出負担行為に関する事。

ホ 一件の金額が二百万円以上二千円未満の光熱水費及び工事費に係る支出負担行為に関する事。

ヘ イからホまでのほか、一件の金額が五十万円以上三百万円未満の支出負担行為（給与費、交際費、旅費交通費、食糧費を除く。）に関する事。

ト 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく支出負担行為に関する事。

五 落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関する事。

六 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関する事。

七 収入命令及び振替命令に関する事。

八 支出命令及び返納通知に関する事。

九 物品の管理（一件の予定価格が三千万円以上の修繕を除く。）に関する事。

十 一件の予定価格が三千万円未満の財産の取得に関する事。

十一 地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産（次に掲げるものに限る。）の使用の許可に関する事。

イ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの（青森県病院局行政財産使用料徴収規程第五条の規定による使用料の減免を伴うもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合は除く。）を除く。）を除く。

ロ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの以外の行政財産の使用に係るもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合は除く。）を除く。

ロ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの以外の行政財産の使用に係るもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合は除く。）を除く。

課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）

一 つくしが丘病院以外の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの

イ 給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担行為に関する事。

ロ 一件の金額が千三百円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事。

ハ 一件の金額が五百万円未満の物品の購入及び修繕に関する事。

ニ 一件の金額が五百万円未満の印刷製本費、通信運搬費及び賃借料に係る支出負担行為に関する事。

ホ 一件の金額が千三百円未満の光熱水費及び工事費に係る支出負担行為に関する事。

ヘ イからニまでのほか、一件の金額が五十万円未満の支出負担行為（交際費及び食糧費を除く。）に関する事。

二 給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出命令並びにその他の費目に係る一件の金額が千五百円未満の支出命令に関する事。

三 入札（見積もりを含む。）の執行に関する事。

四 公舎貸付料及び社会保険料の徴収並びにこれに係る収入命令に関する事。

五 振替命令に関する事。

六 物品の出納通知に関する事。

七 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関する事。

八 臨時的に任用する職員の退職手当の支給に関する事。

九 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る事実の確認及び額の決定等に関する事。

十 児童手当法の施行に係る事務に関する事。

十一 定例又は軽易な照会、回答、調査等に関する事。

十二 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関する事。

<p>庶務担当課長</p>	<p>課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）</p>
<p>一 当該病院の職員（院長等を除く。）の旅行命令及び復命の受理に関する事。 二 職員（庶務担当課長及び看護部に所属する者を除く。）の時間外勤務命令（週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。）に関する事。 三 職員（院長等及び看護部に所属する者並びに課長等を除く。）の年次休暇及び夏季休暇の承認等に関する事。</p>	<p>一 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの イ 給与費及び旅費交通費に係る支出負担行為に関する事。 ロ 一件の金額が二百万円未満の医薬品、給食材料及び庁用燃料の購入に関する事。 ハ 一件の金額が二百万円未満の物品の購入及び修繕に関する事。 ニ 一件の金額が二百万円未満の光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び工事費に係る支出負担行為に関する事。 ホ イからニまでのほか、一件の金額が五十万円未満の支出負担行為（交際費及び食糧費を除く。）に関する事。 ニ 給与費及び旅費交通費に係る支出命令に関する事。 三 入札（見積もりを含む。）の執行に関する事。 四 公舎貸付料及び社会保険料の徴収並びにこれに係る収入命令に関する事。 五 物品の出納通知に関する事。 六 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関する事。 七 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る事実の確認及び額の決定等に関する事。 ハ 児童手当法の施行に係る事務に関する事。 九 定例又は軽易な照会、回答、調査等に関する事。 十 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関する事。</p>

<p>看護部長</p>	<p>一 看護部の職員（看護部長を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇に限る。）の承認等に関する事。 二 看護部の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関する事。</p>
<p>つくしが丘病院長</p>	<p>一 所属職員の事務分担に関する事。 二 院長等の旅行命令及び復命の受理に関する事。 三 院長等の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（院長の病気休暇を除く。）及び部分休業（院長の部分休業を除く。）の承認等に関する事。 四 つくしが丘病院運営室長に係る次の事項に関する事。 イ 旅行命令及び復命の受理に関する事。 ロ 週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事。</p>
<p>中央病院長</p>	<p>一 所属職員の事務分担に関する事。 二 院長等の旅行命令及び復命の受理に関する事。 三 院長等の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（院長の病気休暇を除く。）及び部分休業（院長の部分休業を除く。）の承認等に関する事。</p>
	<p>四 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の実績の記録及び保管に関する事。 五 証人、参考人、通訳等としての旅行を依頼した場合の旅費の支給に関する事。 六 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関する事。 七 通常の旅費による旅行が当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整に関する事。</p>

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程

青森県病院局文書規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「経営管理課長」を「運営部長」に改め、同条第一項中「本局の経営管理課長及び病院の事務局長（以下「課長等」という。）」を「運営部長」に改め、同条第二項中「経営管理課の副参事」を「運営部の室長」に改め、「病院の」を削り、「副参事等」を「室長等」に改める。

第四条及び第六条中「課長等」を「運営部長」に改める。

第七条第三項の表を次のように改める。

区 分	文 書 記 号
運営部（つくしが丘病院運営室を除く。）及び中央病院	青病 青病親（親展の場合）
つくしが丘病院運営室及びつくしが丘病院	青つく病 青つく病親（親展の場合）

第七条第四項中「運営部及び病院において」を削り、「運営部及び病院（こと）」を「運営部（つくしが丘病院運営室を除く。）及び中央病院に係る文書とつくしが丘病院運営室及びつくしが丘病院に係る文書に分けて」に改める。

第十一条中「病院局長事業管理者」を「病院事業管理者」に改める。

第十四条から第十六条までの規定中「課長等」を「運営部長」に改める。

第十八条中「本局」を「運営部」に、「副参事等」を「室長等」に改め、同条第一号中「課長等」を「運営部長」に改める。

第十九条及び第二十条中「副参事等」を「室長等」に改める。

第二十三条及び第二十六条第一項中「課長等」を「運営部長」に改める。
第二十八条第二項中「副参事等」を「室長等」に改める。
第三十一条第一項中「課長等」を「運営部長」に改め、同条第二項中「課長等」を「運営部長」に、「副参事等」を「室長等」に改める。
第三十五条第一項中「副参事等」を「室長等」に改める。
第三十七条中「課長等」を「運営部長」に改める。
第三十八条第二項中「副参事等」を「室長等」に改める。
第三十九条及び第四十条中「課長等」を「運営部長」に改める。
第四十一条第一項中「課長等」を「運営部長」に改め、同条第二項中「課長等」を「運営部長」に、「副参事等」を「室長等」に改め、同条第三項中「課長等」を「運営部長」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表1（第11条関係）
（職 印）

公印の種類	管 守 者	寸法（ミリメートル平方）	ひな形（字体はてん書）
青森県病院事業管理者印	運営部長	30	青森県事業管理者印
青森県病院事業管理者印（縦印）	運営部長	30	青森県事業管理者印
青森県病院局長印	運営部長	24	青森県病院局長印

青森県病院局運営部長印	運営部長	2 4	青森県局 病院局 運営部長印
青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室長印	つくしが丘病院運営室長	2 4	青森県 病院局 運営部 つくしが丘病院 運営室長印
青森県立中央病院長印	運営部長	2 4	青森県立 中央病院長印
青森県立つくしが丘病院長印	つくしが丘病院運営室長	2 4	青森県立 つくしが丘 病院長印
青森県立中央病院出納員印	青森県立中央病院出納員	2 1	青森県立 中央病院 出納員印
青森県立つくしが丘病院出納員印	青森県立つくしが丘病院出納員	2 1	青森県立 つくしが丘病院 出納員印

(庁 印)

公印の種類	管 守 者	寸法 (ミリメートル平方)	ひな形 (字体はてん書)
青森県病院局印	運営部長	3 0	青森県 病院局 印
青森県立中央病院印	運営部長	3 0	青森県 中央病院 印
青森県立つくしが丘病院印	つくしが丘病院運営室長	2 4	青森県 つくしが丘 病院 印

第十二号様式から第十六号様式までを次のように改める。

第 1 2 号様式 (第 1 8 条関係)

收受印



第 1 3 号様式 (第 1 8 条関係)

收受日付印



第 1 4 号様式 (第 2 9 条関係)

決裁印



第 1 5 号様式 (第 3 5 条関係)

発送印



第 1 6 号様式(第 2 1 条関係)

起案用紙甲

		分類番号	—
決裁区分	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	保存年限	永年()・年
件名			

このことについて、次のとおり してよいか伺います。 します。		起 案 者	課
〇〇〇	〇〇〇	電 話	番
〇〇〇	〇〇〇	課	員
施行上の注意			
起 案	年 月 日	決裁年月日	浄書者印
処理期限	年 月 日	校合者印	
施 行	年 月 日	公印使用	
文書番号	〇〇〇〇〇 号	発送承認印	發送年月日

注 1 裏面は、第 1 7 号様式の様式を印刷すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とし、刷色は、グレーとすること。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「経営管理課長、青森県立中央病院長及び青森県立つくしが丘病院長」を「運営部長及びつくしが丘病院運営室長」に、「経営管理課長」を「運営部長」に改め、同条第三項を削る。

第六条第二項及び第三項中「経営管理課長」を「運営部長」に改め、同条第四項を削る。

第七条中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第八条中「第五号様式」を「第四号様式」に、「経営管理課長」を「運営部長」に改める。

第十条中「経営管理課長」を「運営部長」に、「第六号様式」を「第五号様式」に改める。

第二号様式中「齟齬嘯猫猫」を「齟齬呷呷」に改める。

第三号様式を削り、第四号様式中「齟齬嘯猫猫」を「齟齬呷呷」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式を第四号様式とし、第六号様式中「齟齬嘯猫猫」を「齟齬呷呷」に改め、同様式を第五号様式とする。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に、「職員き章及び職員証」を「職員き章」に、「第六十条」を「六十二条」に、「第六十一条」第六十三条」を「第六十三条」第六十六条」に改める。

第二条第一項中「病院局」を「病院事業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、管理者が別に定める。

第二十一条第一項第十三号中「（再任用短時間勤務職員にあつては、二十四時間）」を削り、同項第十四号中「（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」を削り、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、「同項第十三号及び第十四号の休暇の単位は一時間、同項第十五号の休暇の単位は」を削る。

第二十六条第二項中「職員」の下に「（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下、第四項において同じ。）」を加える。

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務の勤務形態）

第二十六条の二 地方公営企業法第三十九条第三項の規定により読み替えて適用される育児休業法第十条第一項の規定による勤務の形態は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員

の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

五 病院に勤務する職員のうち職務の特殊性により勤務時間が別に定められている場合は、次のとおりとする。(ただし、勤務時間を割り振られた日が引き続き二日を超えず、かつ、一回の勤務が十六時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

第四十二条の見出し中「育児休業」の下に、「育児短時間勤務」を加え、同条第一項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書(第九号様式の一)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに管理者に請求しなければならない。

3 職員は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第三条第四号又は第十一条第五号の規定による申出をする場合には、第一項の育児休業承認請求書又は前項の育児短時間勤務承認請求書と併せて、育児休業等計画書(第十号様式)を管理者に提出しなければならない。

第四十二条第六項中「又は」を、「育児短時間勤務又は」に改め、同項第四号中

「常態として」を、「常態として養育し、又は育児短時間勤務若しくは部分休業をすることにより養育している時間に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は育児休業法第十一条第一項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

第四十二条の次に次の一条を加える。
(自己啓発等休業の承認の請求)

第四十二条の二 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)第四条の教育施設の課程の履修又は同条例第五条の奉仕活動のため、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業承認申請書(第十二号様式の一)により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに管理者に申請しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第九条各号に掲げる場合には、遅滞なく、自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書(第十二号様式の一)により管理者に報告しなければならない。

3 第一項の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例第七条第一項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。
第四十四条中「本局」を「運営部」に改める。

第五十八条の見出しを削り、同条を次のように改める。
第五十八条 削除

第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に次の一条を加える。
(適用)

第六十五条 この規程に定めるもののほか、職員の就業等については、職員の給与に関する条例の適用を受ける者、技能職員等の給与に関する規程昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号の適用を受ける者又は任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の適用を受ける者の例による。
第九号様式中「を請求」を、「(育児休業の期間の延長)を請求」に、

育児休業	育児休業期間の延長
再度の育児休業	再度の育児休業期間の延長

を

(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情)

育児休業の承認 育児休業の期間の延長

再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)

シロシ

回禁はの共の母「請求に」を「請求(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)
に」に、「などのいずれか」を「等」に改める。
第九号様式の次に次の様式を加える。

第9号様式の2(第42条関係)

青森県病院事業管理者

殿

所属
職氏名

㊦

年 月 日

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認(育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。

記

1 請求に係る子 氏 名 氏 名	2 請求者以外の子の親 氏 名	氏 名	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
続 柄	年月日	年月日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務が必要な事情				
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで			
5 勤務の形態	週 時間勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号				
6 既に育児短時間勤務をした期間	勤務の日及び時間	月() 日() 時() 分() 秒()	水() 木() 金()	火() 水() 木()	金() 土() 日()
7 備考	年 月 日から	年 月 日まで			
所属長の意見					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 請求(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可)を添付すること。
- 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
- 5 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する口には、印を記入すること。
- 7 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第十二号様式「育児休業計画書」や「育児休業等計画書」及び「下記のとおり育児休業の」や「再度の育児休業（育児短時間勤務）の」に於て「予定ですので、」に於て「職員の育児休業等に関する条例第3条第4号（第11条第5号）の規定により、」を記入す。

1 育児休業の承認の請求に係る子		
氏 名	生年月日	年 月 日生
2 請求者の育児休業計画		
育児休業請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 配偶者の養育期間		
配偶者の氏名		
養育予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
子を養育するために利用する制度等	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他 ()	
4 備 考		

「	
1 請求の別	育児休業 育児短時間勤務
2 請求に係る子	
氏 名	生年月日 年 月 日生
3 請求者の計画	

請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 配偶者の養育計画		
配偶者の氏名		
子を養育するための方法	育児休業 育児短時間勤務 育児休業以外の休業・休暇 その他 ()	
5 備 考		

第十二号様式「育児休業請求期間欄」や「請求期間欄」に於て「育児休業承認請求書」に於て「又は育児短時間勤務承認請求書」を記入し、同様に「育児休業等計画書」に於て「育児休業の承認の」を記入し、同様に「育児休業」に於て「子を養育するための方法欄」には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。

第十二号様式「育児休業（部分休業）」や「育児短時間勤務」及び「休業に」や「育児休業等に」及び「負傷・疾病」や「負傷・疾病 託児できるように」に於て、第十二号様式の次に次の様式を加える。

第12号様式の2 (第42条の2関係)

青森県病院事業管理者 殿

殿

所 属
職氏名

㊟

年 月 日

自己啓発等休業承認申請書

下記のとおり自己啓発等休業の承認(自己啓発等休業の期間の延長)を申請します。
記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認		<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長		
	大学の履修の課程(修業年限)	大学の名称(所在地)	()		
2 自己啓発等休業の内容	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	活動組織	活動国・地域	活動分野		
	活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで		
	活動期間	活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで		
3 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで			
4 既に自己啓発等休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで			
5 備考					
所属長の意見					

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらの内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。
 - 3 履修の期間欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 4 活動組織欄には、「青年海外協力隊」、「ジュニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 5 国内訓練欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
 - 6 備考欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業の期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
 - 7 該当する□には、✓印を記入すること。
 - 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第12号様式の3 (第42条の2関係)

青森県病院事業管理者 殿

殿

所 属
職氏名

㊟

年 月 日

大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書

下記のとおり自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修(国際貢献活動)の状況について報告します。
記

- 1 大学等課程の履修(国際貢献活動)の状況
 - 大学等課程の履修の状況
 - 大学等課程の履修を取りやめた
 - 理由：]
 - 在学している課程を休学した
 - 理由：]
 - 在学している課程を停学にされた
 - 理由：]
 - 在学している課程の授業を欠席している
 - 理由：]
 - 大学等課程の履修に支障が生じている
 - 支障の内容：]
 - 国際貢献活動の状況
 - 国際貢献活動を取りやめた
 - 理由：]
 - 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない
 - 理由：]
 - 国際貢献活動に支障が生じている
 - 支障の内容：]
- 2 上記1の状況が発生した日
 - 年 月 日

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第十八号様式から第二十号様式までの様式を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員安全衛生管理規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「経営管理課」を「運営部」に改める。

第九条第一項中「本局」を「運営部」に改め、同条第二項中「経営管理課長」を「総務課長」に改める。

第十二条第一項中「経営管理課」を「運営部」に改め、同条第二項及び第三項中「経営管理課長」を「総務課長」に改める。

第十三条中「経営管理課長」を「総務課長」に改める。

第十六条第二項中「経営管理課」を「病院局長及び運営部」に改める。

第二十七条中「病院事務局」を「運営部」に改める。

第二十八条中「経営管理課長」を「総務課長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「総務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「臨床工学技士」を「管理栄養士、臨床工学技士」に、「臨床工学技士等」を「管理栄養士等」に改め、同条第二項中「臨床工学技士等」を「管理栄養士等」に改める。

第五条第二項中「あつては、」を「あつては」に改め、「除して得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項、次条及び第十一条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に就業規程第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）をそれぞれを、」（再任用短時間勤務職員）の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第六条第二項中「掲げる額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

第十一条第二項に次の一号を加える。

五 職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合は、当該自治体病院等との協定で定める一日当たりの負担金の額に百分の八十を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第十一条に次の一項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第九に定める額」とあるのは「別表第九に定める額に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）」とし、同項第一号中「十二日以上十四日以下」とあるのは「一の月において勤務を要する日の数に十二を常時勤務を要する職員（育児短時間勤務職員等を除く。）の一の月において勤務を要する日の数（以下「常時勤務を要する職員の勤務を要する日の数」という。）で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して

を

四級	1 主幹の職務	四級	1 主幹の職務
	2 課長の職務		2 病院事務局の困難な業務を処理する課長の職務
3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務		三級	3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務
			3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務
		二級	2 副参事の職務
			2 副参事の職務
		一級	1 副参事の職務
			1 副参事の職務
		七級	2 青森県立つくしが丘病院（以下「つくしが丘病院」という。）事務局の次長の職務
			2 青森県立つくしが丘病院（以下「つくしが丘病院」という。）事務局の次長の職務
		六級	1 副参事の職務
			1 副参事の職務
		五級	2 病院事務局の特に困難な業務を処理する課長の職務
			2 病院事務局の特に困難な業務を処理する課長の職務
		四級	3 困難な総括的業務を処理する職務
			3 困難な総括的業務を処理する職務
		三級	1 総括主幹の職務
			1 総括主幹の職務
		二級	2 病院事務局の困難な業務を処理する課長の職務
			2 病院事務局の困難な業務を処理する課長の職務
		一級	3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務
			3 高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う職務

別表第一病院局医療職給料表(一)の項中「薬剤師」の下に「管理栄養士」を加え、「柔道整復師」を削る。
別表第二の病院局行政職給料表級別標準職務表の表中

得た数)以上一の月において勤務を要する日の数に十五を常時勤務を要する職員
勤務を要する日の数で除して得た数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、
これを四捨五入して得た数)未満」と、「十五日」とあるのは、「一の月において
勤務を要する日の数に十五を常時勤務を要する職員の勤務を要する日の数で除して
得た数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)
とする。
別表第一病院局医療職給料表(一)の項中「薬剤師」の下に「管理栄養士」を加え、
「柔道整復師」を削る。
別表第二の病院局行政職給料表級別標準職務表の表中

を

七級	1 病院の看護部次長又は看護指導監の職務	六級	1 総括主幹の職務
	2 つくしが丘病院の看護部長の職務		2 困難な業務を処理する課長の職務
中央病院の看護部長の職務		七級	3 困難な総括的業務を処理する職務
			3 困難な総括的業務を処理する職務
		六級	1 副参事の職務
			1 副参事の職務
		五級	2 特に困難な業務を処理する課長の職務
			2 特に困難な業務を処理する課長の職務
		四級	3 特に困難な総括的業務を処理する職務
			3 特に困難な総括的業務を処理する職務
		三級	1 経営企画室長の職務
			1 経営企画室長の職務
		二級	2 つくしが丘病院運営室長の職務
			2 つくしが丘病院運営室長の職務
		一級	3 運営部長の職務
			3 運営部長の職務
		九級	病院局長の職務
			病院局長の職務

に改める。
別表第二の病院局医療職給料表(一)級別標準職務表三級の項中「病院の診療科の長の」
を削る。
別表第二の病院局医療職給料表(二)級別標準職務表二級の項中「薬剤師」の下に「又
は管理栄養士」を加える。
別表第二の病院局医療職給料表(三)級別標準職務表の表中

に改める。
別表第二の病院局医療職給料表(一)級別資格基準表の表中

臨床工学技士	管理栄養士	短大三卒	大学卒	短大三卒	大学卒	一級一七号給	二級一七号給
		短大三卒	大学卒				

に改める。

臨床工 学技士	管理栄 養士	大学卒	短大卒	○	二・五	二・五	○	五	五	八	三	別に定める

を

臨床工 学技士	管理栄 養士	大学卒	短大卒	○	二・五	二・五	○	五	五	八	三	別に定める

に改める。

別表第四の病院局医療職給料表(一)初任給基準表の表中

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	技能技師(運転業務従事の発令を受けている職員に限る。)	一
		1 結核病棟に勤務する職員(技能技師のうち看護補助業務従事の発令を受けている職員(以下「看護助手」という。))に限る。(三

を

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	技能技師(運転業務従事の発令を受けている職員に限る。)	一
		1 結核病棟に勤務する職員(技能技師のうち看護補助業務従事の発令を受けている職員(以下「看護助手」という。))に限る。(三

に

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	技能技師(運転業務従事の発令を受けている職員に限る。)	一
		1 結核病棟に勤務する職員(技能技師のうち看護補助業務従事の発令を受けている職員(以下「看護助手」という。))に限る。(三

を

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	事務職員及び栄養士	一
		1 エックス線及び診療放射線(以下「エックス線等」という。))操作の作業に専従する診療放射線技師及び診療エックス線技師(以下「診療放射線技師等」という。))	三

に、「柔道整復師」を「言語聴覚士」に、「病院局医療職給料表(三)」を「病院局医療職給料表(二)」に改め、「(看護師等を除く。)」を削る。

別表第五の技能職員の表中

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	事務職員及び栄養士	一
		1 エックス線及び診療放射線(以下「エックス線等」という。))操作の作業に専従する診療放射線技師及び診療エックス線技師(以下「診療放射線技師等」という。))	三

別表第五の一般職員の表中

つくしが丘病院	運営部つくしが丘病院運営室	事務職員及び栄養士	一
		1 エックス線及び診療放射線(以下「エックス線等」という。))操作の作業に専従する診療放射線技師及び診療エックス線技師(以下「診療放射線技師等」という。))	三

を

つくしが丘病院 病棟に勤務する看護助手	三
------------------------	---

に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第六条関係）

ア 病院局医療職給料表（一）以外の給料表が適用される職員

病院長	二類
運営部長	四類
中央病院看護部長	五類
経営企画室長 つくしが丘病院運営室長 つくしが丘病院看護部長	六類
中央病院看護部次長	七類
副参事 総務課長 管理課長 中央病院看護部看護指導監 つくしが丘病院看護部次長	九類
職	区分

イ 病院局医療職給料表（一）が適用される職員

中央病院長	二類
職	区分

中央病院副院長	三類
つくしが丘病院長	四類
中央病院のがん診療センター、循環器センター、 脳神経センター及び診療部門の長	五類
中央病院の科、部及びユニットの長 中央病院の総合周産期母子医療センター長並びに 救命救急センターの長及び部長 つくしが丘病院の副院長、診療部長及び科の長	六類

附則第五項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員被服貸与規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「本局」を「運営部」に、「経営管理室長」を「運営部長」に改める。

別表第一中「栄養士」を「管理栄養士及び栄養士」に改める。
別表第二中「医療局の」を削り、検査の下に「業務」を加える。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局財務規程の一部を改正する規程

青森県病院局財務規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「本局にあつては病院局長、病院にあつては病院長（以下「院長」という。）」を「運営部長又はつくしが丘病院運営室長」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を次のように改める。

一 管理者 病院事業管理者をいう。

第三条第一項中「本局」を「運営部」に、「置く」を「置き、青森県立つくしが丘病院（以下「つくしが丘病院」という。）の事業に係る事務を行う出納員を青森県立つくしが丘病院出納員と、つくしが丘病院以外の事業に係る事務を行う出納員を青森県立中央病院出納員と」と改め、同条第二項中「経営管理課長、」を「運営部長、経営課長、つくしが丘病院運営室長及び庶務・管理課長並びに」に、「事務局次長及び薬事事務担当の部長」を「薬剤部長」に、「青森県立つくしが丘病院（以下「つくしが丘病院」という。）の事務局次長及び医務局長の職にある者」を「つくしが丘病院の診療部長の職にある者（以下「薬事担当部長」という。）」に改め、同条第三項中「経営管理課長、中央病院事務局次長及びつくしが丘病院事務局次長（以下「次長等」という。）」を「運営部長、経営課長、つくしが丘病院運営室長及び庶務・管理課長」に改め、同条第四項中「中央病院の薬事事務担当の部長及びつくしが丘病院医務局長」を「薬事担当部長」に改める。

第四条中「出納員」の下に「（経営課長及び庶務・管理課長である出納員を除く。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（出納員の事務の専決等）

第四条の二 管理者は前条に定める事務に関し、別に定めるところにより、運営部長である出納員の事務にあつては経営課長である出納員に、つくしが丘病院運営室長である出納員の事務にあつては庶務・管理課長である出納員に専決又は代決させることができる。

第十一条第二項中「次長等」を「当該事務を担当する課長」に改める。
第十六条第二項を削り、同条第一項中「本局と病院との間」を「病院事業内」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条中「又は時効等」を「時効等」に、「消滅した」を「消滅し、又は破産等により債務者が債権の責任を免れた」に改める。

第三十条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、一件五十万円を超えない資金についてはこの限りでない。

第一号様式から第三号様式までの様式中「（刪添印）」を削る。

第十五号様式中「第16号」を削り、

青森県立中央病院 院長 氏 名 印
を (命 令 機 関) 印
に、
青森県立中央病院
を (命 令 機 関)
に改

ただし、
ただし、

める。

第十六号様式中「青森県立中央病院」を「（命令機関）」に改める。

第十七号様式中「分任印取扱い」を「現金取扱員」に改める。

附 則
この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭